

# “入山料を問う”にあたり

公益財団法人日本交通公社

寺崎 竜雄  
理事・観光文化研究部長

2013年(平成25年)夏、富士山が世界文化遺産に登録された直後に試験導入され、広く注目されることとなった入山料。正しくは富士山保全協力金といい、山頂を目指す登山者から徴収するもの。強制力のない任意の寄付金であり、支払わない者は登るべからず、ということではない。なにしろ富士山である。当然のごとく筆者の周囲でも賛否を言い合う声

が聞かれたし、テレビ報道を前に持論を語る登山者もいたであろう。

そもそも、お金を支払わないと優れた自然地域でレクリエーションを楽しむことはできないのか。

我々国民は皆等しく自由に利用する権利があるのではないか。

ところで、利用環境を整え、維持管理していくのか。どうやってこの自然と付き合い、次世代に継承していくのか。誰が負担する。自然はタダなのか。観光を振興しようとする研究者、実践者として、いつも向き合う課題であった。

そして、本号の特集テーマを「入山料を問う」とした。

ある特定の地域に立ち入る時に利用者が支払う負担金を入域料や入場料、特に自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立公園)に立ち入る時には入園料、さらにその道が明らかに山域深く、山頂に続く時には入山料と、一般的には言っている。

本誌では、レクリエーション目的で公的な自然地域への立ち入りにかかる負担金を対象とした。この時、話題となる場所の多くは自然公園であり、利用者による負担を求める考え方や方法論には、特に山を意識した時にも共通の要件が多いと考えた

ので、自然公園への入園料についても多くの紙幅を要した。

ひと口に登山といっても、険しい山頂を目指す行為もあれば、尾瀬ヶ原のように散策という言葉が似合うものまでさまざまである。行為を基準に登山か否かを区分することは難しい。あえて特定するならば、おそらく筆者らは、山域にあるが故、登山道やトイレなどの利用環境整備の困難度が高く、かかる経費も高額になることが容易に想定できるケースにおける利用者の包括的な負担金を特に入山料と呼んでいる。

特集記事中、入域料、入園料、入山料の語については、このような観点と文脈から、同義として、あるいは特に山を意識しているケースとして解釈してほしい。

その上で、ここでは企画の発端となつた入山料をタイトルとして用いた。筆者が考えたかったことは、公的な自然地域でのレクリエーション活動における「利用者(観光客)の権利と義務」と「管理者の役割」である。それを探る上で、入山料は「是か非か」、そして「その理由」を問うていった。

ところが、この課題の行方を探る冒頭で、田部井(本誌・巻頭言)は洗練された言葉遣いによる明快な回答

を提示した。はからずもルールが敷かれ、特集記事の編集は理想を現実と落とし込む作業のようにも思えた。

## 社会資本と受益者負担

阿部(本誌・座談会)は、我が国における既存見解のレビューをもとに受益者負担として入山料を徴収する背景を、「観光的利用は何らかの負担に値する特殊な受益」を根拠に、「利用者の便益と自然保護の観点」から、「本来は国家予算で整備や保護をしてきたが、混雑して弊害が生じている場所であれば、来る人に負担と協力を求める考え方」と整理した。

また、加藤(1996年)のカナダにおける国立公園入園料などの大改革のカギは「利用者負担の原則」であり、「国立公園の維持管理に必要な費用のすべてを政府の一般財政で賄う」ということは、結局は納税者である国民一般にその費用を負担させるということに外ならない(原文通り)。

しかし国立公園を訪れない人々も含む国民のすべてが国立公園の維持管理費を負担するというのは公平とはいえない。必要となる費用はそのサービスを利用する人々から徴収する方がより公平である(原文を要

約」という引用、解説は分かりやすい。

これに対し、土屋（本誌・座談会）は、受益者に負担を強いるのは、社会資本、もしくは社会的インフラとして、国立公園や自然地域のレクリエーションのインフラへの投資がある程度されていることが前提である」と言い、まずはこの国として、国民として自分たちの自然環境の保全や、自然の中での楽しみはどうあるべきなのかを明示した上で、全て社会資本として国が整備することは無理だということであれば、何らかの受益者負担を考えることになる」と、受益者負担論を牽制する。

小原（本誌・39ページのコラム）もまた、国立公園は、日本国民のためにあり、公共施設として予算を投入する理由も十分にある」とし、そもそも大自然に分け入り、山岳地や森林を歩く楽しみを享受することに對し、誰からだろうと金を取られるいわれはない」と言い切る。ただし、どうしても整備予算が捻出されないならば、一定割合の受益者負担を認めている。

このように、入山料や入園料の徴収は、受益者（利用者）負担を根拠にし、それを利用環境の整備に使うという考え方が一般的である。その導入については、前提や留意事項な

どには違いがあるものの、考え方のものはおおむね支持されている。

ここで、受益者負担を根拠に利用環境を維持管理しようとするということ、お金の徴収によって利用者の行動を誘導しようとする考え方は別ものだというところに留意しなければならぬ。入山料や入園料を高く設定することによって、利用人数を制限するという考え方は短絡的である。

### 法的な課題

入山料や入園料の対象地や徴収方法に法的な規定はあるのか。

阿部（本誌・座談会）によると、入園料の徴収には土地の権原があることが前提である。溝手（本誌・40～41ページのコラム）は、国や自治体は、公有地にある山岳地帯では土地所有権を根拠に入山料を徴収することは可能である」と解説する。また、長野県地方税制研究会（2014年）も、いわゆる入山税は法定外目的税として成立し得る課税であり理論的に問題ない」と結論づけている。

ここで、国や自治体が入山料や入園料を義務化する際には、根拠となる法律や条例の準備、徴収の方法の徹底などが課題となる。

### コラム

有限会社 屋久島野外活動総合センター  
自然ガイド 小原 比呂志

自然を楽しみたいという動機と、自然を守りたいという立場は、かつては何の矛盾もなく同居していた。そのような時代の感覚からすると、地質や生態系が自ら形作ってきた大自然に分け入り、山岳地や森林を歩く楽しみを享受することに対し、誰からだろうと金を取られるいわれはないと思っている。

他人などいない大自然の中に入ってこそ、自然の中で生き物としてのヒトである自分を再認識できる。生きるために絶対必要なのは、食べること、眠ること、排泄すること、それだけで十分なのだということ、そしてそれが自分をいかに充実させてくれるのかということを知ることができる。

ところが、人口密度の高い国や地域で、その希望者が増えすぎた場合、どうしたらいいのか、という問題が起きてきた。

さらに大自然の場には、個人を超えた他の視点も参入してきている。観光業や、何らかのアピールなどを目的として

いる立場からすると、多数を受け入れて、周辺利益を上げることが重視されるし、管理側の視点からは、持続可能な利用が重視される。

自然を楽しむ視点から見ると、利用者が増えて必要不可欠な静けさが消滅したり、自然そのものが破壊されることは認め難い。しかし、自分だけに自然を享受する権利があるわけでない以上、これは利用のバランスをどう取るのかと考えざるを得ない。国立公園という施設が何のためにあるのか。さまざまな場で日々の労働をこなし、日本を支えている国民が、疲れを癒やし、活力を取り戻すためのものだろう。国にはその責任があるし、公共施設として予算を投入する理由も十分にある。

それがどうしても捻出されないというのなら、管理能力と管理責任を併せ持つ機関が費用を算出し、一定の割合で受益者負担をしてもらうことになるだろう。当然それは安易に要求してはならないものだ。決して利用者に説得力のある根拠もなしにたかるような金の取り方をしてはならない。（おばら ひろし）



例えば、富士山の適正

利用のあり方検討委員会は、強制徴収導入には利用者を実に補足して徴収することを前提条件としており、この点も富士山のケースが任意の協力金にとどまった要因である(本誌・特集1)。富士山に限らず、ほとんどの山域では、入域口を限定できない。技術的な側面から、入山料義務化のハードルは高い。

一方で、入山料や入園料を義務化した時の管理者責任を問う声がある。奥原(本誌・42ページのコラム)は、管理者が入山料を徴収するとなつたら、その管理者は遭難事故対応も含めてあらゆることに責任ある対処をしなければならぬと指摘し、伝統的な不文律で成り立ってきた山の管理に、入山料という考え方が入り込み、権利や責任などの関係性が明確になることゝ懸念を示す。溝手も、国や自治体の営造物責任を指摘する。問題点は少しずれるが、長野県地方税制研究会(2014年)は、入山税の使途として、登山道整備、山小屋トイレの設置や維持管理、山岳遭難防止活動としての可能性を是と

公有地の利用の対価を徴収することが可能である。しかし、日本の山岳には私有地が含まれ(富士山は神社の私有地が多く、尾瀬は電力会社の私有地が多い)、国や自治体の所有でない私有地について土地利用料を徴収するのは不合理である。

漁業権を有する漁協が、海でスキューバダイビングをする者から潜水料を徴収することを違法とした裁判例がある(東京高裁平成8年10月28日判決)。海は漁協の所有物ではないので、漁協が海の利用料を徴収することは法的な理由に欠ける。

国や自治体が設置した施設(駐車場、トイレ、休憩所、車道)などでは、国などが施設利用料を徴収することが可能であり、現実に料金を徴収している。現在はこの料金は施設利用の対価とされているが、駐車場の料金などに入山料的な意味を付加することは可能だろう。この場合には、登山者に限らず、観光客や仕事で駐車場などを利用する者からも料金を徴収することになる。

●論点2

国や自治体が、法律や条例に基づいて、自然公園の利用者に入園料を課すことが考えられる。その場合には、国や自治体による自然公園の管理が前提になり、公園の管理に関して、営造物責任(国家賠償法2条)が問題になる。

欧米では、「自然状態を維持する」ことを管理の内容とする自然公園が少なくなく(公園によって多様である)、利用者が自然のもたらす危険性を承認していれば、公園の管理責任の範囲が限定される。しかし、日本では、「公園の管理=人工的な施設の設置」という傾向が強いこと、利用者が危険性を承認して行動することを前提にした法理論が不十分なこと、行政にとって営造物責任が重くなることを恐れて十分な管理をしにくいという問題がある。

また、日本の自然公園は私有地を多く含むため、土地所有権と公園管理権の関係で問題が生じる。富士山は神社

の私有地が多いが、神社の関係者(神社の承認を得た者を含む)が神社所有地にある自然公園に入るのに入園料を払うのは不合理である。したがって、入園料の対象は、公有地や人がほとんど住んでいない場所にある自然公園に限られるだろう。

●論点3

入山料を税金として徴収する方法も考えられるが、税金の根拠、目的、公平性などが問われ、論点2以上に技術的な難しさがある。

●論点4

入山料の強制徴収では、目的の明確性が必要である。施設管理費を補うための入山料は、環境保護を直接の目的とするものではない。環境保護を目的とする入山料は、入山者数を抑制する効果が求められるが、低額の入山料では、環境保護の効果を期待できない。

強制徴収は罰則がなければ実効性がない。罰則を設ける場合には罪刑法定主義に基づいて罰則の対象を明確にしなければならない。

強制徴収では公平性が要求される。静岡県の実施要綱では、「登山道開通期間」に3つの登山道の5合目から「山頂を目指す登山者」が協力金徴収の対象とされている。「山頂を目指さない」観光客と登山者、1合目から登る登山者、登山道以外を登る登山者、登山道開通期間外の登山者は協力金徴収の対象外であり、公平性に欠ける。(みぞて やすふみ)



溝手康史(みぞて やすふみ)  
 弁護士。1955年生まれ。国立登山研修所専門調査委員、日本山岳サーチ・アンド・レスキュー研究機構理事、日本山岳文化学会、日本ヒマラヤ協会、広島山岳会などに所属。これまでヒマラヤや北極圏のバフィン島など国の内外で登山をする。著書に『登山の法律学』(東京新聞出版局)、『山岳事故の法的責任』(星雲社)など。

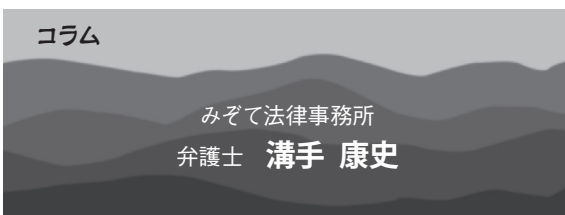
しているが、山岳遭難救助費用については、国民の生命・身体に関わる行政経費と負担を突き合わせて考えると目的税的な考え方に馴染まない」と言っている。ただし、ここに至る過程には多様な意見があったようだ。

いずれにせよ、法律や条例に基づいた入山料の義務化に向けては、さまざまな観点によるシミュレーションが必要である。

一方で、富士山保全協力金は、法的には寄付金や募金と同じであり、要項に基づく拘束力のない行政指導である(溝手)(40～41ページのコラム)。制度導入に向けた手続き面徴収の技術面でのハードルは、義務化に比べると容易だと言えよう。この時、寄付金という性質上、徴収にあたっては、利用者の任意であることとの明示や、支払いを拒否しにくい状況にしないことなどに留意しなければならぬ。

しかしながら、支払い意思はあるものの声をかけられなかったので支払わなかったといった声も聞かれる。任意であるが故に、徴収率が想定より低くなったり、支払いの有無により不平等感が生じることもある。

昨年、筆者は屋久島を訪れた時、



## 法律家から見た「入山料」

富士山などにおける登山「協力金」について、法律的な観点から若干の意見を述べる。

### 「協力金」の法的性格

富士山登山の「協力金」は、「富士山保全協力金」として県の実施要綱に基づいて徴収されている。法律や条例で規定すれば入山料の支払いを義務化することが可能だが、要綱に基づく「協力金」の徴収は行政指導であり、行政指導には法的拘束力がない。「協力金」のような任意の支払金は、法的には寄付金や募金と同じである。

行政指導について、静岡県行政手続条例30条は、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである」こと、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」ことなどを規定している。これと同様の条例が全国の自治体で制定され、国が行う行政指導については、行政手続法に同様の規定がある。

実施要綱では、富士山保全協力金の金額について、「1人当たり1000円を基本とする」としているが、任意に支払う金員は、本来、その金額も任意である。寄付は、いくら寄付をするかという点を含めて「任意」である。

静岡県が、「富士山保全協力金実施要綱」と同時に「富士山寄附金実施要綱」を制定したことは、「富士山保全協力金」が「富士山寄附金」と異なるものであるかのような誤

解を与える。「富士山保全協力金」も「富士山寄附金」もどちらも法的には同じ任意の支払金であり、それを「協力金」とするか「寄附金」とするかは、行政内部の区分けである。

外国では、ヒマラヤ、マッキンリー、キリマンジャロなどで入山料を強制徴収している。国立公園への入園者に入園料を課す国もあるが、これらの入山料は強制徴収が前提である。

「協力金」要綱は、法律的な拘束力がないが、富士山などでは、一定の政策上の効果が期待されている。日本では、明治以降、国民が、法的拘束力のない行政指導を拒否しにくい状況があり、この点は、法の支配の不十分な日本の社会を反映していた。しかし、それが、行政上の不公平さや不明朗さをもたらし、結果的に行政に対する国民の不信を招いた。そのため、平成5年に制定された行政手続法(自治体の場合には、行政手続条例)で行政指導を強要できないことや不利益な扱いがされないことが明記された。

仮に、協力金としての入山料の支払いを拒否しにくい状況が生じれば、それは違法な徴収になる。

任意性のない協力金の支払いは、後で自治体に不当利得として返還義務が生じる可能性がある。協力金の徴収にあたり、「協力金」を払うかどうかを利用者の任意である点を登山者に明示することが必要である。

### 「入山料」の義務化について

以上のように、義務化しない入山料の徴収は、その実効性に疑問がある。

法律や条例を制定すれば、入山料の強制徴収が可能であるが、その場合に、国民が納得できるだけの法的根拠と適正な方法が必要である。

#### ●論点1

公有地にある山岳地帯では、国や自治体は、土地所有権を根拠に入山料を徴収することが可能である。土地所有権は、土地を全面的に支配管理できる権利であり、法的には、

# 視座

## 特集テーマからの

縄文杉に向かう荒川登山口や白谷雲水峡の入り口において厳格な徴収に遭遇し、少々いらだつた。

逆に富士山では協力依頼の声かけが不十分(山本「本誌・特集1のコラム」)だという指摘もある。利用者、管理者ともに、協力の性質を十分に理解しなければならぬ。

余談になるが、観光インフラの整備財源確保の手段として、駐車料金、駐車場から対象地までの送迎バス代金としての徴収をよく経験する。

一昨年の春、とある桜の名勝地では、駐車料金は無料、無料シャトルバスを運行、これまで徴収していた桜協力は廃止、という案内をした上で、町の観光協会は1人300円の上で、町の観光協会は1人300円の「観桜料金」を支払えと言う。この時は桜を見ながら、ずっと法的解釈を巡らせていた。

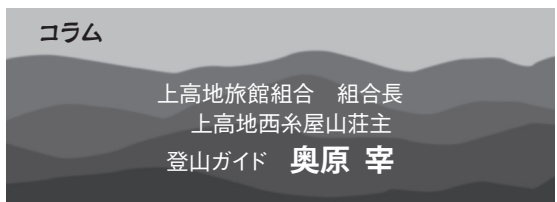
### 利用者の理解

利用者(観光レクリエーション客や登山者)は、自然公園への入園料や登山の有料化をおおむね受け入れているといつてよいだろう(中島「本誌・特集1」、愛甲「本誌・特集2」、神谷「本誌・座談会」)。さらに、富士山の入山料については、各種調査ともにおおむね80%の人が「強制すべきだ」と答えている(中島「本誌・特集1」)。

ジョーンズ(本誌・特集1のコラム)は、富士山保全協力金制度を事前に知っていた比率は、日本人92%に対して、外国人29%と、外国人の認知度の低さを指摘する。加えて、外国人において、事前に知らなかった人の協力金の支払い意思は43%にとどまるのに対して、知っていた場合には72%にまで上がると分析する。

このように利用者に対するアンケート調査を基にした分析結果の多くは、入山料や入園料に好意的である。一方で、日頃から登山客やトレッキング客とじかに接する石塚(本誌43ページのコラム)は、「この登山道は誰が整備しているのかや、トイレの清掃や処理などにもお金がかかっていることを気にかけるお客様はほとんどいない」という。さらに、入域料やトイレの使用料に対し「なぜ?」という疑問を投げかけられることがある」と、利用者の理解不足を指摘する。

利用者の声にはより注意深く耳



### コラム

上高地旅館組合 組合長  
上高地西糸屋山荘主  
登山ガイド 奥原 宰

仮に、上高地を訪れる全ての観光客から1人100円の入域料をいただくと、年間で1億2千万から1億5千万円ほどの基金ができる。これを使って案内標識やトイレなどの各種施設整備などや自然環境の保全ができれば、今以上の楽しみを提供することができる。来訪者の負担感がそれほどではない金額であれば、入域料という考え方はよい。ただし、徴収方法、用途などのシステムがしっかりして



いることが大前提だ。北米に代表される世界の国立公園のように入り口にゲートがあり、そこを通る観光客からあまねく入域料を徴収できればよいが、上高地への入り口は複数あり、現状では全員からということは難しい。また、来訪者の滞在

時間や行動が多様であり、公平感を出すのは難しいだろう。

一方で、上高地を奥部まで歩き、さらに穂高岳などに向かう登山者に入山料を強制するとなると、複雑な要素が絡んでくる。登山道の管理者は誰なのか。つまり、管理者が入山料を徴収するとなったら、その管理者は遭難事故対応も含めてあらゆることに責任ある対処をしなければならない。損害賠償の対象にもなる。これは重大な課題である。北アルプスでは、登山道の整備は山小屋の力によるところが大きい。自分の山小屋に安全に、そして快適に登山客を呼び込むための営業行為だという人がいるかもしれない。それは否定しないが、小屋の近くの登山道で事故が起これば、山小屋が対応しているという状況も理解すべきだ。これなどは、伝統的な不文律であり、登山という楽しみは、難しいルートになるほど、自己責任を求められることを前提として、成り立ってきた。ここに、入山料という考え方が入り込み、権利や責任などの関係性が明確になることは果たしてよいことなのか。長野県では遭難時の救出活動費用における自己負担の議論がされるようになった。入山届の義務化にも多様な意見がある。登山では、まず安全対策。入山料に関わる場所は、今のところ、曖昧なままでもよい気がする。(談) (おくはら つかさ)

を傾けなければならぬ。その上で、入山料や入園料の目的や使途をより明確にし、分かりやすい表現で広く伝えていく必要があるだろう。できれば、旅の準備段階からそのことが十分に伝わり、納得の上で来訪してもらいたい。

前述した屋久島の白谷雲水峡の入りにくくには、山岳部保全募金事業の収支状況を報告します」として、1年間の募金額(2109万1千円)、支出額(1904万5千円)の内訳などが詳細に掲載されていた。これほど精緻な報告を見ると、半ば強制的な徴収方法にも十分に納得できた。実施地での出納状況報告に併せて、石塚が言うように、良好な自然体験や環境学習を通して、自然環境の尊さ、持続可能な観光レクリエーションのありよう、利用者としての責務なども伝わるとよいだろう。

## 金額

筆者が富士山の入山料に強く関心を持ったきっかけの一つは、富士山登山者数を抑制するためには1人7000円徴収すべき」という報道であった。これには正直非常に驚き、当局は高額な入山料によって入域制

限を始めるというのか、と警戒心が湧いたことも確かである。

この試算は栗山(本誌・特集3)(栗山(2013年6月))によるものである。5000円〜10000円程度の入山料が検討されているが、入山料が1人当たり5000円の時の抑制効果は2%、10000円の時は4%。仮に富士山の訪問者数が世界遺産登録により30%増加する場合、入山料のみで現状水準まで抑制するためには少なくとも1人当たり7000円の入山料が必要」と科学的に分析している。注意深く見れば、入山規制のために徴収額を上げよという趣旨ではないが、報道を通して数値が強調されると理解を誤りがちになる。

さて、入園料、入山料を是とした場合に、適正な金額はいくらなのか。その算出根拠はどうすべきか。前者については、本誌の特集1で利用者意識を基にした関連数値を紹介している。国立公園の入園料を聞いた世論調査では5000円〜10000円程度、登山者に聞いた入山料は10000円〜30000円という声が多い。

愛甲(本誌・特集2)はアメリカ有料化実証実験の紹介を通して、入園料徴収の賛成者は多いが、より安

人たち、ボランティアで登山を支えている人たちと登山客とで山の楽しさを分かち合いたい。それができた時、登山道やトイレの整備費に見合う分を支払ってもらおうとよいと思う。実際支払う金額は、実費見合い分というのは無理があるので、納得感のある落としどころを見つけなければならない。強制でなく、自発的に支払うというのが理想だ。

上高地やその周辺にはまだ広く知れ渡っていない多くの自然エリアが残っている。そこにも踏み入って見せてあげたい。そして自然の素晴らしさを感じてほしい。環境教育にも役立つだろう。ただし、ガイドが同行し、自然環境にとことん配慮する。そしてお客様の安全管理も万全に。そのような場所を利用する時には、十分な入域料を支払ってもらおうとよい。(談) (いしづか さとみ)



## コラム

NPO法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ  
事務局長

山岳ガイド・自然ガイド 石塚 聡実

山岳ガイド・自然ガイドとして登山客やトレッキング客を案内している時にいつも感じるのは、お客様は自分のことだけに集中して行動したり感動したりしており、例えばこの登山道は誰が整備しているのかや、トイレの清掃や処理などにもお金がかかっていることを気にかける人はほとんどいないということ。入域料やトイレの使用料のことを言うと、「なぜ?」という疑問を投げかけられることがある。山小屋を経営しているのだから、登山道やトイレなどは山小屋が整備するのが当たり前という考え。まずは、一緒に自然の中を歩くことを通して、この状態は誰かによって保たれているということを理解してもらおうことが大切だと思う。私たち山岳ガイドも登山道整備を手伝うこともある。関係者が協力し合って、登山の環境を整えているということをうまく伝えたい。

山との関わり方を理解してほしい。私たちや、山小屋の

# 視座

## 特集テーマからの

いほうがいいという回答も多く、特に所得や学歴が低いほど、旅行費用の高さが国立公園の訪問意欲を阻害する<sup>①</sup>ことを書いている。公共の施設である以上、利用の公平性が求められる。利用金額は訪問を阻害しない程度にすべき<sup>②</sup>という考えに筆者は賛同する。愛甲に

よる。管理者は、支払う対象と金額の明示、支払い能力と受益範囲の公平性や経済的効率性・徴収および運営コストの考慮、地元住民や外国人、学生への配慮が必要にも注目したい。

後者については、本誌・座談会における阿部の「維持管理に必要な経費を利用人数で按分する<sup>③</sup>」という考え方が理解されやすいだろう。

一方で、神谷（本誌・座談会）は、そのエリアで享受する総合的なサービスの対価として考えることも面白いと言っている。

この考え方の実践例として、乗鞍山麓の五色ヶ原での取り組みが興味深い。乗鞍山麓五色ヶ原の散策コースを歩くためには、主催者が用意する有料ツアーに10日前までに予約して参加することが必須である。価格

は、ガイド1人が同行する約10人のグループに参加した場合、ガイド料施設利用料、傷害保険、ガイドブック代なども含めて参加者1人当たり9000円。

直感的には高額に感じるが、自然環境の保全状況の良好さに加え、歩道の歩きやすさと周囲の自然とのバランスの良さ、洗浄器付き水洗トイレ、そしてコースの一部がバリアフリー（車いす）対応になっていることなど、観光レクリエーションの場として付加価値の高さを筆者は実感した。そしてツアー参加費は地元行政に納入された。

広く知られ、既に多くの方に利用されている場所で、新たにこのような仕組みを導入することには困難が多いが、需要の拡大が見込まれるような自然地域、戦略的に誘客を図ろうとする自然地域では、転ばぬ先の杖として、このようなケースが大いに参考になるだろう。

### 合意形成

入山料や入園料に関わる理論的な整理を試みてきたが、果たして現場の関係者はこのテーマをどのように捉えているだろう。主に観光事業に

関わる関係者の声を少しばかり聞くことができたのでコラムとして紹介した。いずれも個人の考えを聞いたものであり、その地域の包括的な見解ではないことに留意いただきたい。概観すると、いずれも入山料や入園料の導入には慎重である。理屈としては理解できても（総論賛同）、実現させるとなるといくつもの壁があり（各論困難）、現状では難しいという。

愛甲は、アメリカ有料化実証実験の中で、有料化の根拠と使途が明確でなければ利用者や関係者には支持されず、意思決定プロセスに利害関係者を含むべきだ<sup>④</sup>ときれいにまとめているが、この実践が難しい。

柴崎（本誌・特集4）による屋久島の状況分析は、現実を端的に表しており、その経緯に臨場感がある。おそらくどの地域においても、行きすぎた観光利用から自然を保護すべきという立場と、入山料や入山制限は観光客数や観光収入の減少をもたらす地域経済の疲弊につながるという地域振興の立場との間で意見が戦わされるであろう。

はからずも土屋（本誌・「わたしの1冊」）が紹介する宮本常一著『忘れられた日本人』の「寄りあい」には驚

いた。今の時代にあっても、利害関係者による時間をかけた丁寧な話し合いという合意形成過程は理想である。この時、栗山（本誌・特集3）は、懸案事項に関する科学的な分析結果が議論の助けになると主張する。自然地域を対象とした議論には、とかく理科系の研究者や研究成果が重用されるが、観光利用が絡む案件では柴崎が言うように社会科学者の活躍もまた重要である。

### 計画論と利用者論

柴崎（本誌・特集4）は、屋久島をケースに、全島・包括的な、なおかつ全産業・生活の関連性を見据えた地域計画づくりを内発的に進める必要がある<sup>⑤</sup>と主張する。

入山料の問題は、狭義の入山料であれば周囲への波及は限定的かもしれないが、より広域への入園料となれば、対象エリア内の維持管理のありようにとどまらず、周辺地域も含めた地域社会に何らかのインパクトをもたらす。対象地の目標像、ビジョンを明確にし、そこに向けた方針を検討する。そこには「自然環境」の状態と「観光客」の状況、そして地域の「産業や経済」の様子や「地域住民の意識」

までが描かれるとなおよい。もちろんそれらの軽重は地域特性によって異なるものだ。

そして、ビジョンを具体化する手段を検討する段階で入山料や入園料が話題となること、問題対処型ではな

い、ビジョン達成型の入山料、入域料の仕組みができることが望ましい。入山料や入園料については、ある特定地域に特化して話題となることが多い。そのほうが問題は明確になり、現実的であり、議論が深まる。

世界自然遺産登録以降、ハートロックへのツアー客数は急増した。混雑感が出てきたが、各ガイドが工夫して参加者の満足度を保つようになっている。そもそも入山料のような話は、自然

破壊やトイレ問題、過剰利用などの具体的な懸念事項に対する対処策として出てくるものだと思う。つまり、少しでも気になることがあれば、その都度、当事者が日常的にうまく対応できていればよいこと。それがままならず、抜本的な対応策に迫られる境界線あたりのことをキャリングキャパシティというのかもしれない。(談) (かねこ たかし)



## コラム

株式会社 ソルマル 代表取締役  
小笠原村観光協会 会長  
自然ガイド **金子 隆**

小笠原ではこれまで入山料が話題となったことはない。父島で最も高い山の標高は320メートル程度。登山の対象とは言いにくい。ツアーコースでは海拔300メートル弱の千尋岩(通称ハートロック)へのルートが人気。片道2、3時間の本格的なハイキングが楽しめる。

ある時ハートロックへのルート上にトイレ紙が散乱しているという“うわさ”。島内唯一のスーパーマーケットの前でしたたかに話されていたようだ。これを気にかけた自然ガイドが自分でゴミ拾いツアーを企画し、うわさの場所に出向いたもの。そこには何も無い。これを繰り返し実施するうちに、うわさは消滅。

この特集も富士山をまず題材にし、そこから話を展開した。これらはいずれも、管理者側からの見解であり、観光地の計画論の範疇だと言えよう。まさに、筆者らの日常的な業務領域での話である。

しかしながら、土屋(本誌・座談会)が言うように、国民のレクリエーションはどうあるべきかを、そもそも国民が享受すべき良質なレクリエーションの場をどのように位置づけるのかという議論が、もう少し活発化してよいのではないか。

誘客による経済活性化を目的とする観光レクリエーション地の整備がよく話される。そのことに加えて、利用者の効用を軸にしたこと、つまり、暮らしを豊かにする余暇の過ごし方という側面からも提案していきたい。

もちろん、利用者は、受益者負担、自然地域での自己責任などに関わる意識を深めなければならない。

金子(本誌・45ページのコラム)の「何事もなければ、何らの対処も必要ない。そのために、関わる人たちが日々注意深く自然地域を見守っていくことが重要」。不測の事態に陥る一歩手前が利用の許容限界であり

自然にとっても優しい水準」という考え方は、自然地域を観光利用する上での理想だろう。

一方、不便で厳しい利用環境であっても原生的な自然を楽しみたいという人、安全性が確保され、ある程度快適な利用環境のもとで自然を楽しみたいという人もいる。多様な観光レクリエーションの場があるとよい。自然にとっても、そして利用者にとっても優しい水準が何かを考えていきたい。重要なことは「資源」と「利用」と「整備」の状態がバランスしていることである。そして持続することである。

これに向かう一つの方法として、利用者負担はあってもよいだろう。

(てらさき たつお)

### 参考文献

- ・加藤峰夫「国民全体の負担から利用者の負担へ」カナダ国立公園の利用料金システム大改革と、今後に予定されるサービスの「民営化」の動向―(『国立公園』54号、国立公園協会、1996年)
- ・「山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方についての検討結果報告書」(長野県地方税制研究会、2014年)  
・[http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news\\_data/h/hl/news6/2013/130604\\_1.htm](http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news_data/h/hl/news6/2013/130604_1.htm)
- ・<http://www.hida.jp/goshiki/index.shtml>
- ・大平俊次「乗鞍山麓五色ヶ原の森の取り組み」(『国立公園』No64) 国立公園協会、2006年